

加古川市空き家活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街化調整区域に存する空き家の解消とともに、地域の活性化及び生活環境の維持向上を図るため、空き家を活用して新たに事業を営む者に対し、予算の範囲内で加古川市空き家活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額並びに期間は、別表1に掲げるとおりとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 空き家 現に居住その他の使用がなされていない建築物で、以下に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 定期的に活用していないもの
 - イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反していないもの

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助事業開始前までに補助金等交付申請書（様式第1号）に別表2に定めるものを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 補助事業の実績報告をしようとする者は、補助事業実績報告書（様式第5号）に別表3に定めるものを添えて市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

【別表1】(第2条関係)

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	空き家の解消とともに地域活性化及び生活環境の維持向上
補助金等の範囲	対象となる者	<p>市街化調整区域に存する空き家を賃借して新規に出店する者で、次のすべての要件を満たすもの</p> <p>(1) 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる業種のうち、飲食店、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他小売業のいずれかを営むこと。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業でないこと。</p> <p>(3) 月に16日以上営業すること。</p> <p>(4) 賃借する空き家を他の者に転貸して業務を行うものでないこと。</p> <p>(5) 出店後2年以上継続して営業することが見込まれること。</p> <p>(6) 法令又は条例に基づく許認可等(資格を含む。)が必要な場合に、その許認可等を有し、又は開業までに有する見込みがあること。</p> <p>(7) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(8) 当該空き家の所有者でないこと。また、空き家所有者が法人の場合、法人の役員及びその家族、従業員等が当該家屋に出店するものでないこと。</p> <p>(9) 空き家の所有者と民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族関係又は生計を一にする者でないこと。</p> <p>(10) 宗教の普及若しくは政治活動を目的とした個人又は団体でないこと。</p> <p>(11) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(12) 空き家の所有者と賃貸借契約を締結していること。</p> <p>(13) 加古川商工会議所による推薦を受けていること。</p>
	対象となる経費	<p>以下に掲げる経費で、当該年度中に支払があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家所有者との賃貸借契約に基づく賃借料のうち店舗部分にかかるもの ・ 広告宣伝を目的とした印刷費及び記事掲載料等に係る経費(営業開始前後1箇月の期間に要した経費で、補助金の交付申請をした年度内に経費の支払いが完了するものに限る。) <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷金 ・ 礼金 ・ 保証金 ・ 共益費 ・ 消費税 ・ その他上記に類するもの
補助率及び額	補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃借料 1 / 2 ・ 広告宣伝費 2 / 3

	補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃借料 1 事業者あたり上限 50 千円／月 (月毎に千円未満は切り捨て) ・ 広告宣伝費 1 事業者あたり上限 200 千円 (月毎に千円未満は切り捨て) <p>【他の団体の補助制度を併用する場合】 本補助金と同じ対象経費に対して他の団体の補助金が交付される場合、当該補助金と本補助金の総合計額が、対象経費総額の 3 分の 2 を超えない額を補助金額の上限とする。</p>
	補助期間	<p>賃借料の補助は、営業を開始した月から起算して 12 箇月を限度とする。 ただし、営業開始月の賃借料が日割計算されている場合は、当該月の翌月から起算して 12 箇月を限度とする。 なお、前年度の補助期間が 12 箇月未満で、前年度 3 月分の補助金を交付された者については、12 箇月から前年度に補助金の交付を受けた月数を控除した期間を限度とする。</p>

【別表 2】(第 4 条関係)

区分	補助金等交付申請書添付書類
賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 賃貸借契約書の写し ・ 建物図面等(付近見取図及び位置図、平面図) ・ 空き家の写真(外観及び営業予定の居室等) ・ 市税について滞納がないことを証する書類 ・ 誓約書 ・ 推薦書(加古川商工会議所発行) ・ その他市長が必要と認める書類
広告宣伝費	<p>賃借料に係る添付書類に加え、以下の書類を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書 ・ その他市長が必要と認める書類

【別表 3】(第 5 条関係)

区分	補助事業実績報告書添付書類
賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書 ・ 領収書の写し ・ 店舗営業時の写真 ・ その他市長が必要と認める書類
広告宣伝費	<p>賃借料に係る添付書類に加え、以下の書類を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書の写し ・ 成果物及び広告掲載記事のコピー等、広告宣伝内容が確認できるもの ・ その他市長が必要と認める書類

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	内 訳
	円	
合 計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	内 訳
対象経費	円	
	小 計	円
対象外経費	円	
	小 計	円
合 計	円	

※収入と支出の額は一致すること。

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	内 訳
	円	
合 計	円	

2 支出の部

科 目	決 算 額	内 訳
対象経費	円	
	小 計	円
対象外経費	円	
	小 計	円
合 計	円	

※収入と支出の額は一致すること。